

2021年3月3日

「意見と虚偽記載」

第7期 客員研究員

成蹊大学法学部

湯原心一

要約

本稿では、意見がどのような場合に虚偽記載等に該当しうるのかを検討した。特に、米国の Virginia Bankshares 判決と Omnicare 判決を検討した上で、金融商品取引法の下で、意見が虚偽記載、法定事項不記載または誤導的不記載（虚偽記載等）に該当しうるのか検討した。本稿の結論は、次の通りである。第1に、意見は、金商法における虚偽記載、法定事項不記載及び誤導的不記載のいずれに該当する可能性もありうる。第2に、金商法には、無過失責任と立証責任が転換された過失責任の規定があるが、無過失責任の規定に基づく場合には、原告が、過失を立証せずとも意見が虚偽記載等に該当することを立証しうる。第3に、合理的な根拠が存在しないからといって、必ずしも、虚偽記載または誤導的不記載に該当するわけではない。

以上

（掲載誌：湯原心一「意見と虚偽記載」成蹊法学 94 号（2021 年））

- （注） 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。